

第3回定時株主総会議事次第

報告事項

第3期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
事業報告及び計算書類並びに連結計算書類 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職
慰労金支給の件

平成20年6月26日

本州四国連絡高速道路株式会社

第3回定期株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目 次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	10
損益計算書	-----	12
株主資本等変動計算書	-----	13
個別注記表	-----	14
連結貸借対照表	-----	18
連結損益計算書	-----	20
連結株主資本等変動計算書	-----	21
連結注記表	-----	22
監査報告書 謄本	-----	26

本州四国連絡高速道路株式会社

事 業 報 告
〔自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社の業務の中心は、本州と四国を連絡する3本の高速道路（以下、「本四道路」という。）の交通管理・維持管理、サービスエリア・パーキングエリアでの売店・レストランの運営などであり、これら以外にも、これまで培ってきた橋梁技術を活用した事業や地域と連携した観光振興なども行っており、これらの業務を通じて、お客様に喜ばれ、社会に貢献する企業を目指しているところです。

こうした業務を適切かつ円滑に行うため、平成17年10月の新会社発足にあたり、5つの項目から成る「経営理念」を定めるとともに、「経営理念」を実現するための社員の心構えとして「行動規範」を制定し、これらに対する社員の理解の深化と実践の徹底を図りつつ、日々の業務の充実に努めてまいりました。

さらに、「経営理念」と「行動規範」に基づく取り組みの方向と実践の内容を明らかにするために、「お客様への安全、安心、快適なサービスの提供」、「200年以上の利用を目指した万全な維持管理」、「技術の活用」「環境への配慮」、「地域との協働」、「情報の発信」、「資産の有効活用」、の7つの柱からなる「瀬戸内企業ビジョン」を策定しました。

今後も、高い公共性を有し、地域の発展を支える「瀬戸内企業」として、社会の期待に応えるべく、様々な活動を実践してまいります。

以下、事業別に当期の事業概要をご報告申し上げます。

〔高速道路事業〕

当期の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）との間で高速道路株式会社法第6条第1項に基づく本四道路に関する協定を締結し、同法第10条に基づく平成19事業年度の事業計画に対し国土交通大臣から認可を受け、これら協定及び事業計画に基づき、適切な交通管理を行い、お客様に安全、安心、快適に利用していただくとともに、橋梁や道路の万全な維持管理に努めました。

当期の本四道路の通行台数^{(*)1}は、31,153千台と、対前年比で0.3%増、料金収入^{(*)2}は77,673百万円と、対前年比で0.2%増となりました。これに、道路資産完成高4,294百万円及びその他の売上高^{(*)3} 117百万円を加え、高速道路事業の営業収益は、82,085百万円となりました。

料金収入77,673百万円のうち、57,435百万円については、機構と締結した協定第8条及び第9条の規定に基づき貸付料として機構に支払われ、債務の償還に充てられることになっております。

物流の効率化及び観光振興を図るため、神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道では、平成19年8月20日から、「大型車」「特大車」で夜間に本州と四国間を直

通走行されたお客様には通常料金から3割引、西瀬戸自動車道では、同年8月25日から、「普通車」「軽自動車等」で土日祝日の昼間に走行されたお客様には通常料金から2割引となる初の社会実験割引（ETC車限定）を実施しました。

また、企画割引として、前期から引き続き「本四2橋めぐり割引クーポン」及び「与島PA Uターン割引」等を実施するとともに、神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道では、平成19年10月、11月の土日祝日の昼間に「普通車」「軽自動車等」で走行されたお客様には通常料金から2割引となる「休日割引」（ETC車限定）を実施しました。

さらに、指定のETCカードにご入会頂いた方に対して、ETC車載器とセットアップ費用を無料提供する「GET ETCキャンペーン」を実施するなど、ETC普及促進に努め、本四道路におけるETC利用率は平成20年3月実績で69.7%となり、平成19年3月実績と比べ5.6ポイントの増となりました。

工事に関しては、鋼床版部の舗装補修工事を、下津井瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）において行いました。耐震補強工事を、神戸淡路鳴門自動車道及び西瀬戸自動車道の陸上部橋梁において行うとともに、大鳴門橋（神戸淡路鳴門自動車道）及び瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）においても着手しました。塗装工事を、大鳴門橋、瀬戸大橋及び因島大橋（西瀬戸自動車道）の各橋において行いました。

また、入札制度については、透明性・競争性の向上に取り組み、改善を図りました。

*1 出口の年累計交通量（対前年比率は、生口島道路等開通に伴う補正後の平成18年度の交通量と比較している。）

*2 料金割引社会実験に伴う負担金収入を含む

*3 料金割引社会実験に伴う負担金収入を除く

[関連事業]

関連事業については、本四道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア・パーキングエリアの運営や長大橋技術を活用した調査、設計等の受託事業などを実施し、お客様や地域の皆様などへの多彩なサービスの提供や技術支援などに努めました。

休憩所等事業では、お客様に、より快適に、より楽しくご利用いただくために、昨年度に引き続き計画的に施設のリニューアルを実施しました。

受託事業では、これまで培ってきた長大橋の建設、管理技術を活用して、海峡横断道路プロジェクトの技術検討や平戸大橋のケーブル送気システムの設置などを、国や長崎県道路公社などから受託し、実施しました。

また、一般国道317号生口島道路、大島道路の道路清掃作業、交通管理業務、交通管理設備管理などのほか、国、地方公共団体、他の高速道路会社等から関連する道路の維持修繕等を受託するとともに、機構から本四淡路線・本四備讃線の管理を受託し、実施しました。

その他、高架下を活用した占用施設活用事業を実施しました。

[当期の業績]

当期の高速道路事業営業損益は、料金収入等からなる営業収益が82,085百万円、営業費用は80,457百万円となり、高速道路事業営業利益は1,627百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、サービスエリア・パーキングエリア賃貸料や受託事業収入などをあわせた営業収益が2,444百万円、営業費用は2,305百万円となり、関連事業営業利益は138百万円となりました。

この結果、両者をあわせた全事業営業利益は1,766百万円となりました。これに、営業外収益201百万円と営業外費用108百万円を加減した経常利益は、1,859百万円となり、これから法人税などを差し引いた当期純利益は872百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

当期における機構に引渡す道路資産に係る借入金として、下記のとおり民間金融機関より総額4,700百万円の借入れを行いました。

- | | |
|---------------|----------|
| イ. 平成19年5月31日 | 1,500百万円 |
| ロ. 平成19年9月28日 | 1,200百万円 |
| ハ. 平成20年3月26日 | 2,000百万円 |

②設備投資

当期における設備投資の主な内容は下記のとおりです。

イ. 当期に取得した設備

〔高速道路事業〕 ETC設備等の拡充・料金機械等の更新

ロ. 当期において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC設備等の拡充・料金機械等の更新

③他の会社の株式の取得

当社は、子会社である株式会社ブリッジ・エンジニアリングの株式を追加取得し、出資比率を100%としました。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第1期	第2期	第3期 (当期)
売上高(百万円)	39,748	80,150	84,529
当期純利益(百万円)	967	1,221	872
一株当たり当期純利益(円)	120.95	152.73	109.04
総資産(百万円)	36,896	40,115	41,006

(注) 第1期は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6か月間です。

(4) 対処すべき課題

私たちは、お客様と地域社会から真に「信頼される会社」「愛され、親しまれる会社」になるため、経営理念に基づきお客様の視点を大切にし、お客様との対話に努め、現場重視で素早く対応する、何事にも前向きな姿勢でのぞむ企業風土の醸成に努めてまいります。

[高速道路事業]

高速道路事業については、平成18年3月31日に締結した機構との協定に基づき、計画的に事業を行ってまいります。

代替路線のない本四道路の安全性を高めるため、耐震補強を継続するとともに、厳しい自然環境の下にある海峡部長大橋梁の予防保全のため、適時適切な点検と補修を行ってまいります。

事業の実施にあたっては、客観的・定量的な管理目標を定め、その目標の達成を確認するとともに、ライフサイクルコスト^{*}の小さい、効率的な管理を行ってまいります。また、工事等の調達において、既に取り組んでいる諸施策の徹底を図ってまいります。さらに、技術開発を進め、事業実施体制の効率化を図ることにより、コスト削減に努めてまいります。

また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、ETC設備等の充実、ETCを活用した企画割引、多様な料金割引策の導入、積極的な広報活動などにより、多くの方々に本四道路を利用していただけるよう努力してまいります。

さらに、地元自治体や観光関係の皆様などとの緊密な情報交換、インターネットを利用した顧客満足度調査、ご意見・お問い合わせの分析などによりニーズを把握し、お客様や地域の皆様のご要望に応えるよう努めてまいります。

*社会資本の建設費用や管理費用など耐用期間に要するすべての費用

[関連事業]

経営の安定と成長をめざし、お客様や地域の皆様に喜ばれる、多様な事業展開に努め、関連事業の拡大に取り組んでまいります。

また、本四淡路線・本四備讃線の管理や関連する道路の管理などの受託事業については、高速道路事業と同様に、効率的に管理を行ってまいります。

さらに、休憩所等事業については、旅の疲れを癒し瀬戸内の自然・景観を満喫できる快適な空間の形成、地元の産物を活かした食事・土産など、お客様に喜ばれるサービスの提供に努め、売上高の増加を図るとともに、効率的な施設運営を行ってまいります。

また、本州四国連絡橋の建設から維持管理を通じて蓄積した橋梁技術や発注者としての経験を活かし、国内外で、橋梁の調査、設計から施工及び維持管理までのあらゆる段階で、当社の保有する技術や技術者を活用した技術支援業務の拡大を図り、幅広く社会の要請に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容

①高速道路事業

- イ. 料金収受及び交通管理
- ロ. 維持及び修繕等の管理

②関連事業

- イ. 休憩所等事業
- ロ. 道路の維持・修繕及び調査等の受託
- ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）
- 二. 長大橋の調査及び設計等受託
- ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

①主要な事業所

事 業 所 名	所 在 地
本 社	神戸市中央区小野柄通4-1-22
東 京 事 務 所	東京都港区赤坂1-6-19
神 戸 管 理 セ ン タ ー	神戸市垂水区名谷町549
鳴 門 管 理 セ ン タ ー	鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡 山 管 理 セ ン タ ー	岡山県都窪郡早島町大字早島2985
坂 出 管 理 セ ン タ ー	坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	今治市山路751-2

②使用人の状況（平成20年3月31日現在）

使用人数 397名（対前期比同）
 平均年齢 43.3歳 平均勤続年数 22.0年

（注）平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
J Bハイウェイサービス株式会社	50百万円	100%	休憩所等事業、料金収受管理、交通管理
株式会社ブリッジ・エンジニアリング	50百万円	100%	点検管理、長大橋維持修繕
株式会社T N S	30百万円	(100%)	料金機械保守整備、計数管理業務

（注）出資比率の()内の数字は間接所有比率で、(株)ブリッジ・エンジニアリングの出資比率です。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	2,975
株式会社三井住友銀行	1,907

2. 株式に関する事項

①発行可能株式総数 32,000,000株

②発行済株式の総数 8,000,000株

③当期末の株主数 11名

④大株主

(自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の株式を有する株主)

株主名	持株数 (株)
国土交通大臣	5,330,440

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	伊藤周雄	会社の経営の総理	
代表取締役副社長	星野 満	企画部及び業務部	
常務取締役	吉田悦郎	総務部及び監査室	
常務取締役	白崎徹也	経理部	
常務取締役	北川 信	長大橋技術センター、保全計画部及び保全事業部	
監査役（常勤）	原田静雄		
監査役	森口親司		大阪大学名誉教授
監査役	上島康男		株式会社ウエシマコーヒーフーズ取締役会長

(注) 代表取締役堀切民喜は、平成19年6月27日の第2回定時株主総会の日をもって退任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
	(人)	(百万円)	
取締役	5	82	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	3	22	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	8	104	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

(3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	森口親司	当期開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ、経済学的見地から主に当社が管理する道路の交通量の分析等についての発言を行っております。
監査役	上島康男	当期開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験から、当社のサービスエリア等におけるお客様へのサービス提供等についての発言を行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の総額等	2	6	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
	(千円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	16,800

(注) 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定し、この方針に基づき適切な業務執行と健全な経営に努めています。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われるこ^トとを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要な事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・法令違反行為等に対する相談、通報体制を整備します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、社内規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助は、監査室に所属する従業員が行います。

また、監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する従業員の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役からの求めに応じて、法定事項に加え、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど、情報の提供に努めます。

7. 会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

平成20年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

資産の部

流動資産

現金及び預金	7,149	
高速道路事業営業未収入金	6,303	
未収入金	142	
未収収益	9	
短期貸付金	2	
有価証券	3,500	
仕掛道路資産	1,440	
未成工事支出金	190	
貯蔵品	27	
前払金	173	
前払費用	7	
その他の流動資産	85	
貸倒引当金	△ 1	
流動資産合計		19,031

固定資産

高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	103	
構築物	1,954	
機械及び装置	6,292	
車両運搬具	269	
工具、器具及び備品	126	
土地	134	
建設仮勘定	10	
		8,890
無形固定資産		334
		9,225
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	949	
構築物	230	
機械及び装置	2	
土地	4,830	
建設仮勘定	0	
		6,013
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	1,856	
構築物	82	
機械及び装置	1	
工具、器具及び備品	35	
土地	3,176	
		5,152
無形固定資産		198
		5,335
投資その他の資産		
関係会社株式	162	
投資有価証券	1,053	
長期貸付金	30	
長期前払費用	0	
長期未収入金	12	
その他の投資等	138	
貸倒引当金	△ 12	
固定資産合計		1,385
資産合計		21,974
		41,006

(単位:百万円)

負債の部

流動負債

高速道路事業営業未払金	9,065
1年以内返済予定長期借入金	888
未払金	511
未払法人税等	343
未払費用	5
預り金	184
受託業務前受金	218
前受金	274
前受収益	7
賞与引当金	303
流動負債合計	11,802

固定負債

道路建設関係長期借入金	2,058
その他の長期借入金	1,968
長期未払金	677
受入保証金	56
退職給付引当金	12,443
役員退職慰労引当金	18
ETCマイレージサービス引当金	919
固定負債合計	18,141
負債合計	29,944

純資産の部

株主資本

資本金	4,000
資本剰余金	
資本準備金	4,000
資本剰余金合計	4,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
別途積立金	2,090
繰越利益剰余金	971
利益剰余金合計	3,061
株主資本合計	11,061
純資産合計	11,061
負債・純資産合計	41,006

損 益 計 算 書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

高速道路事業営業損益

営業収益

料金収入	77,095
道路資産完成高	4,294
その他の売上高	695

82,085

営業費用

道路資産賃借料	57,435
道路資産完成原価	4,294
管理費用	18,727

80,457

高速道路事業営業利益

1,627

関連事業営業損益

営業収益

休憩所等事業収入	322
鉄道管理受託業務収入	873
その他受託業務収入	1,248

2,444

営業費用

休憩所等事業費	247
鉄道管理受託業務事業費	873
その他受託業務事業費	1,185

2,305

関連事業営業利益

138

全事業営業利益

1,766

営業外収益

受取利息	19
有価証券利息	45
土地物件貸付料	116
雑収入	19

201

営業外費用

支払利息	67
雑損失	40
経常利益	1,859

108

1,859

特別損失

固定資産除却費	140
税引前当期純利益	1,718
法人税、住民税及び事業税	846
当期純利益	872

株主資本等変動計算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位：百万円)

		株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	別途積立金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
平成19年3月31日残高	4,000	4,000	936	1,252	2,189	10,189	10,189
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立			1,153	△ 1,153	-	-	-
当期純利益				872	872	872	872
事業年度中の変動額合計	-	-	1,153	△ 280	872	872	872
平成20年3月31日残高	4,000	4,000	2,090	971	3,061	11,061	11,061

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 個別法による原価法
未成工事支出金 個別法による原価法
貯蔵品 移動平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～15年

(2)無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴う影響は軽微であります。

(追加情報)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産で改正前の法人税法に基づき償却可能限度額まで償却した資産について、その残存簿価を償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後5年間で備忘価額まで均等償却を行う方法によっております。これに伴う影響はありません。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職手当の支給に充てるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しております。

(5)E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当期末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準…… 工事完成基準

6. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1)リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2)消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

従来、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「土地物件貸付料」を、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の営業外収益の「雑収入」に含まれる「土地物件貸付料」は108百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	2,397百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	214百万円
各事業共用有形固定資産減価償却累計額	239百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帶した債務	685,636百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帶した債務	5,003百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	288百万円
長期金銭債権	11百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	325百万円
営業費用	4,831百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	10百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期の末日における発行済株式の数 800万株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	5,056
賞与引当金	123
E T Cマレージサービス引当金	373
未払事業税	40
その他	16
繰延税金資産小計	5,611
評価性引当額	△ 5,611
繰延税金資産合計	—

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
工具、器具及び備品	50百万円	7百万円	43百万円
無形固定資産(ソフトウェア)	102百万円	15百万円	87百万円
計	153百万円	22百万円	130百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当期末残高が有形固定資産の当期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料当期末残高相当額

一年以内	30百万円
一年超	99百万円
合 計	130百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当期末残高が有形固定資産の当期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	22百万円
減価償却費相当額	22百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	54,896百万円
一年超	2,117,327百万円
合 計	2,172,223百万円

平成18年9月21日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定による。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注) 1	57,435	未払金	7,364
			債務保証	債務保証(注) 2	685,636	—	—
				債務保証(注) 3	5,003	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 平成18年9月21日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定による。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、2,172,223百万円です。

2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帶した債務。

3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帶した債務。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,382.72円
一株当たり当期純利益	109.04円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度（建設関係法人厚生年金基金）及び退職一時金制度を設けております。

(2)退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区分	平成20年3月31日現在
退職給付債務 (A)	16,912
年金資産 (B)	3,718
未認識数理計算上の差異 (C)	1,065
未認識過去勤務債務（債務の減額）(D)	△ 313
退職給付引当金 (E)=(A)-(B)-(C)-(D)	<u>12,443</u>

(3)退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区分	自平成19年4月1日至平成20年3月31日
勤務費用 (A)	503
利息費用 (B)	322
期待運用収益 (C)	△ 163
数理計算上の差異の費用処理額 (D)	4
過去勤務債務の費用処理額 (E)	△ 39
退職給付費用 (F)=(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	<u>627</u>

(4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.00%
期待運用収益率	4.00%
過去勤務債務の額の処理年数	発生年度から10年で償却
数理計算上の差異の処理年数	発生年度の翌年度から10年で償却

連 結 貸 借 対 照 表

平成20年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
I 流動資産	
1. 現金及び預金	7,517
2. 未収入金	6,696
3. 有価証券	3,599
4. たな卸資産	1,501
5. 短期貸付金	581
6. その他	420
貸倒引当金	$\triangle 7$
流動資産合計	20,309
II 固定資産	
1. 有形固定資産	
建物及び構築物	6,760
機械及び運搬具	6,573
土地	9,858
その他	202
有形固定資産合計	23,395
2. 無形固定資産	527
無形固定資産合計	527
3. 投資その他の資産	
投資有価証券	1,060
長期未収入金	12
その他	384
貸倒引当金	$\triangle 12$
投資その他の資産合計	1,445
固定資産合計	25,367
資産合計	45,676

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
I 流動負債	
1. 未払金	10,187
2. 短期借入金	46
3. 一年以内返済予定長期借入金	987
4. 未払法人税等	471
5. 前受金	492
6. 賞与引当金	449
7. その他	254
流動負債合計	12,891
II 固定負債	
1. 長期借入金	4,252
2. 長期末払金	814
3. 退職給付引当金	12,829
4. 役員退職慰労引当金	48
5. E T Cマイレージサービス引当金	919
6. 負ののれん	1,849
7. その他	487
固定負債合計	21,200
負債合計	34,092
(純資産の部)	
株主資本	
1. 資本金	4,000
2. 資本剰余金	4,000
3. 利益剰余金	3,584
株主資本合計	11,584
純資産合計	11,584
負債・純資産合計	45,676

連 結 損 益 計 算 書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業収益	85,986
II 営業費用	
1. 道路資産賃借料	57,435
2. 高速道路事業管理費及び売上原価等	20,866
3. 販売費及び一般管理費	5,564
	83,867
営業利益	2,119
III 営業外収益	
1. 受取利息	31
2. 有価証券利息	45
3. 土地物件貸付料	109
4. 負ののれん償却額	105
5. その他	75
	367
IV 営業外費用	
1. 支払利息	82
2. その他	54
	137
経常利益	2,349
V 特別利益	
消費税免稅益	67
	67
VI 特別損失	
固定資産除却費	149
	149
税金等調整前当期純利益	2,267
法人税、住民税及び事業税	1,060
法人税等調整額	9
	1,069
当期純利益	1,198

連 結 株 主 資 本 等 變 動 計 算 書
(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位：百万円)

株主資本				少數株主持分	純資産合計
資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成19年3月31日残高	4,000	4,000	2,367	10,367	211 10,579
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			1,198	1,198	
連結子会社の増加による増加額			18	18	1,198
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				△ 211	△ 211
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,216	1,216	1,005
平成20年3月31日残高	4,000	4,000	3,584	11,584	- 11,584

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

J B ハイウェイサービス株

株ブリッジ・エンジニアリング

株T N S

(連結子会社が増えた理由)

連結子会社のうち、株T N Sは、当社事業との関連から、その重要性を考慮し、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

株ネクストウェイ

株シングル

株F L A P

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、売上高、総資産、当期純損益及び利益剰余金は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

株ネクストウェイ

株シングル

株F L A P

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 …… 債却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

たな卸資産

仕掛道路資産 …… 個別法による原価法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法

貯蔵品 …… 移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2~60年

機械装置及び運搬具 2~17年

その他 2~15年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴う影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産で改正前の法人税法に基づき償却可能限度額まで償却した資産について、その残存簿価を償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後5年間で備忘価額まで均等償却を行う方法によっております。これに伴う影響はありません。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職手当の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5)消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

6. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 3,102百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帶した債務	685,636百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帶した債務	5,003百万円
保証予約	240百万円

3. 担保に供している資産

建物及び構築物	954百万円
土地	1,681百万円

上記資産は、借入金325百万円の担保に供しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当連結会計年度末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	連結会計年度末残高相当額
機械及び運搬具	116百万円	52百万円	63百万円
その他	75百万円	14百万円	61百万円
無形固定資産(ソフトウェア)	108百万円	17百万円	90百万円
合 計	300百万円	84百万円	215百万円

未経過リース料当連結会計年度末残高相当額

一年以内	54百万円
一年超	161百万円
合 計	215百万円

2. オペレーティング・リース取引

道路資産未経過リース料

一年以内	54,896百万円
一年超	2,117,327百万円
合 計	2,172,223百万円

平成18年9月21日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定による。

注1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができますとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができますとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	5,153
賞与引当金	182
E T Cマイルージサービス引当金	373
未払事業税	63
その他	27
繰延税金資産小計	5,801
評価性引当額	△ 5,754
繰延税金資産合計	46

(繰延税金負債)

	百万円
子会社時価評価差額	△ 62
繰延税金負債合計	△ 62
繰延税金資産（負債）の純額	△ 15

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議 決権の過半数 を所有してい る会社等	(独)日本高 速道路保 有・債務返 済機構	なし	道路資産の 借受け	道路資産賃 借料(注) 1	57,435	未払金	7,364
			債務保証	債務保証 (注) 2	685,636	—	—
				債務保証 (注) 3	5,003	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 平成18年9月21日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定による。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、2,172,223百万円です。

2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帶した債務。

3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帶した債務。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の数 800万株

(一株当たり情報に関する注記)

一株当たり純資産額 1,448.06円

一株当たり当期純利益 149.80円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 5 月 30 日

本州四国連絡高速道路株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 横 井 康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 5 月 30 日

本州四国連絡高速道路株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 横 井 康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19事業年度（第3期）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況の調査を行いました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成20年6月2日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

監査役（常勤） 原田 静雄 

監査役 森口 親司 

監査役 上島 康男 

（注）監査役森口親司及び監査役上島康男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第3回定時株主総会 議案及び参考事項

目 次

第1号議案 剰余金処分案承認の件	-----	1
第2号議案 取締役及び監査役選任の件	-----	2
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職 慰労金支給の件	-----	4

本州四国連絡高速道路株式会社

第1号議案 剰余金処分案承認の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

その他利益剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 810,481,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 810,481,000円

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、監査役のうち原田静雄氏が本総会の終結の時をもって退任されますので、後任の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役の選任に関しましては、監査役会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	伊 藤 周 雄 (昭和15年1月6日)	昭和37年 4月 東洋紡績株式会社入社 平成 6年 6月 取締役 平成10年 6月 常務取締役 平成15年 6月 専務取締役 平成14年 6月 東洋紡不動産株式会社代表取締役社長 平成19年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る	0株
2	星 野 満 (昭和18年12月1日)	昭和44年 4月 建設省入省（現国土交通省） 平成 5年11月 同省近畿地方建設局企画部長 平成 6年11月 本州四国連絡橋公団企画開発部長 平成14年 1月 同公団理事 平成15年 3月 財團法人海洋架橋調査会専務理事 平成17年10月 当社代表取締役副社長（企画部及び業務部担当） 現在に至る	0株
3	吉 田 悅 郎 (昭和25年4月27日)	昭和48年 4月 建設省入省（現国土交通省） 平成14年 1月 同省国土交通大学校長 平成15年 7月 財團法人道路新産業開発機構常務理事 平成17年10月 当社常務取締役（総務部担当） 現在に至る	0株
4	武 田 文 男 (昭和28年2月8日)	昭和50年 4月 自治省入省（現総務省） 平成14年 4月 福岡県副知事 平成17年 4月 内閣府大臣官房審議官（防災担当） 平成18年10月 財團法人日本消防設備安全センター専務理事	0株
5	中 村 守 (昭和24年12月17日)	昭和49年 4月 本州四国連絡橋公団入社 平成16年 4月 同公団第二管理局長 平成17年 7月 同公団管理事業本部長 平成17年10月 当社管理事業本部長	0株

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	渡 部 彰 (昭和24年4月24日)	昭和48年4月 本州四国連絡橋公団入社 平成16年3月 同公団総務経理部上席調査役 平成17年7月 同公団総務経理部経理室上席調査役 平成17年10月 当社経理部長	0株

(注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件

取締役白崎徹也氏、取締役北川信氏及び監査役原田静雄氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、それぞれ在任中の勞に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を支給することとしたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
白崎徹也	平成18年6月	当社常務取締役 現在に至る
北川信	平成17年10月	当社常務取締役 現在に至る
原田静雄	平成18年6月	当社常勤監査役 現在に至る